

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長 (地方税 15) (法人事業税：義)
2	要望の内容	承継銀行及び協定銀行（以下「承継銀行等」という。）については、平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本等の金額を銀行法に規定する銀行の最低資本金の額（20 億円）とみなす資本割の特例措置が講ぜられており、引き続き当該措置の延長（当分の間）を要望する。
3	担当部局	金融庁総務企画局企画課信用機構企画室
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 16 年度 協定銀行に係る資本割の特例措置 創設 平成 16 年度 承継銀行に係る資本割の特例措置 創設 平成 21 年度 協定銀行に係る資本割の特例措置の延長（5 年間） 平成 21 年度 承継銀行に係る資本割の特例措置の延長（5 年間） ※ 本年の税制改正要望より、地方税法の同じ条項に該当する租税特別措置であるため、2つの税制改正要望を一つにまとめて要望している。
6	適用又は延長期間	当分の間の延長とする
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備を図り、預金者保護、信用秩序の維持を目的とするものである。</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》 預金保険法 (目的) 第 1 条 この法律は、預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と預金等債権の買取りを行うほか、破綻金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助、金融整理管財人による管理及び破綻金融機関の業務承継その他の金融機関の破綻の処理に関する措置、特定回収困難債権の買取りの措置並びに金融危機への対応の措置等の制度を確立し、もつて信用秩序の維持に資することを目的とする。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>I - 2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムを安定させること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 達成目標の性格上、計数的な指標をもって定量的に示すことは困難である。</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 承継銀行等が法人事業税に係る資本割の特例による税負担の軽減を受</p>

			け、平時より安定的な財産基盤を確保することにより、金融機関破綻処理時において円滑に破綻処理等を行うことに寄与する。												
8	有効性等	① 適用数等	<p>【承継銀行】</p> <p>平成 16 年度から平成 22 年度までは第二日本承継銀行が適用を受けている。同年度までの適用総額は各年度毎に 1.2 億円(資本金等の額(21.2 億円)-課税標準(20 億円)である。</p> <p>なお、承継銀行については平成 25 年 8 月現在において存在しない。しかし、承継銀行は、金融機関からの業務承継のため承継銀行を活用する必要がある場合には内閣総理大臣の決定により預金保険機構により設立される可能性がある。</p> <p>【協定銀行】</p> <p>平成 16 年度から平成 23 年度までは整理回収機構が適用を受けている。同年度までの適用総額は各年度毎に 2,100 億円(資本金等の額(2,120 億円)-課税標準(20 億円)である。平成 24 年度についての適用総額は 100 億円(資本金等の額(120 億円)-課税標準(20 億円)(※)である。</p> <p>将来的にも整理回収機構 1 社が適用を受ける見込みであり、適用総額は 100 億円となる見込み。なお、適用総額について、将来的には業務の追加に伴い増資により増額される可能性がある。</p> <p>※ 住専処理の完了に伴う住専勘定の廃止により、平成 24 年 6 月に預金保険機構からの出資金(2,000 億円)の減資を行ったことに伴い、2,120 億円から減額されたもの。</p>												
		② 減収額	<table border="0"> <tr> <td>【承継銀行】</td> <td>【協定銀行】</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度 0.2 百万円</td> <td>平成 21 年度 319 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度 0.2 百万円</td> <td>平成 22 年度 320 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度 0.2 百万円</td> <td>平成 23 年度 323 百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成 24 年度 20 百万円※</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成 25 年度 21 百万円※</td> </tr> </table> <p>承継銀行は、金融機関からの業務承継のため承継銀行を活用する必要がある場合には内閣総理大臣の決定により預金保険機構により設立される可能性がある。</p> <p>協定銀行は、将来的にも整理回収機構 1 社が適用を受ける見込みであり、減収額も 21 百万円前後になる見込み。なお、減収額は、将来的には業務の追加に伴い増資により増額される可能性がある。</p> <p>※ 住専処理の完了に伴う住専勘定の廃止により、平成 24 年 6 月に預金保険機構からの出資金(2,000 億円)の減資を行ったことに伴い、2,120 億円から減額されたもの。</p>	【承継銀行】	【協定銀行】	平成 20 年度 0.2 百万円	平成 21 年度 319 百万円	平成 21 年度 0.2 百万円	平成 22 年度 320 百万円	平成 22 年度 0.2 百万円	平成 23 年度 323 百万円		平成 24 年度 20 百万円※		平成 25 年度 21 百万円※
【承継銀行】	【協定銀行】														
平成 20 年度 0.2 百万円	平成 21 年度 319 百万円														
平成 21 年度 0.2 百万円	平成 22 年度 320 百万円														
平成 22 年度 0.2 百万円	平成 23 年度 323 百万円														
	平成 24 年度 20 百万円※														
	平成 25 年度 21 百万円※														
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>承継銀行等が法人事業税に係る資本割の特例を受けることで平時より安定的な財産基盤の確保を通じた円滑な破綻処理のための態勢整備が図られ、預金者保護、信用秩序の維持に寄与している。将来的にも同様である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>承継銀行等が法人事業税に係る資本割の特例による税負担軽減により、安定的な財産的基盤を確保でき、金融機関破綻時において迅速かつ円滑に破綻処理等を行う態勢整備が確保されている。</p>												

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>特例措置が延長されず課税された場合、金融機関破綻時において税負担のため財産基盤が不安定となり、円滑な破綻処理を行うための態勢が維持できず、預金者保護及び信用秩序の維持が困難となる可能性がある。</p>
			<p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>承継銀行等については、資本割の特例による税負担軽減(21 百万円)により、安定的な財産基盤の確保を通じて円滑な破綻処理のための態勢整備を図ることができ、信用秩序の維持、預金者保護が図られている。将来的にも同様である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>承継銀行は、破綻金融機関の業務を引継ぎ、かつ、引継いだ業務を暫定的に維持・継続し、預金者保護及び信用秩序の維持を図ることを目的としており、重要な公的使命を負っている。また、協定銀行の業務は、破綻金融機関等の貸付債権などを適正・迅速に回収し、公的資金すなわち国民負担の最小化に寄与する重要な公的使命を負っている。</p> <p>本措置は、承継銀行等の税負担を軽減し、上記業務の円滑な遂行に寄与するものであり、預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備を図り、預金者の保護、信用秩序の維持を図るとの政策目的に合致するものである。</p> <p>なお、承継銀行等は、銀行法に基づく免許を受けた銀行として、同法に基づく業務を行う法人であるとともに、預金保険法等に基づき公的使命を負って限定的な業務を行う法人としての二重の性格を有している。そのため、他の政策手段(補助金の交付や規制)により目的を達成することは困難である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	承継銀行等に対する事業税に係る資本割の税負担軽減の特例措置の延長を行うことで、承継銀行等の安定的な財産基盤の確保を通じて円滑な破綻処理のための態勢整備を図ることができ、破綻金融機関に係る地域における信用秩序の維持及び金融システムの安定性に寄与することから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-